

## 投資信託約款・規定集 訂正事項分

## 1. 訂正理由

「投資信託約款・規定集」の記載事項に2018年4月23日付で変更がございますので、以下のとおりお知らせいたします。下線部分が変更箇所です。

## 2. 訂正箇所

## 「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」

変更前	変更後
<p>第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）            当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り受け入れます。）のみを受け入れます。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が非課税投資枠を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p>	<p>第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）  <u>（1）</u>当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り受け入れます。）のみを受け入れます。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が非課税投資枠を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p><u>（2）累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合に、当行は、買付および解約に係る手数料および非課税口座の管理や維持等に係る口座管理料はいただきません。</u></p>

## 「NISA制度（NISAおよびつみたてNISA）のご注意事項」

変更前	変更後
<p>⑨NISA口座における各非課税投資枠の非課税期間は最長5年間です。非課税期間終了後、売却する以外に一般口座等への移管または移管日の時価でその年の非課税投資枠を上限に翌年の非課税口座への移管（ロールオーバー）を行うことができます。</p>	<p>⑨NISA口座における各非課税投資枠の非課税期間は最長5年間です。非課税期間終了後、売却する以外に時価で課税口座（<u>特定口座または一般口座</u>）へ移すか、または翌年の非課税口座への移管（ロールオーバー）を行うことができます。</p>